

高知大学農林海洋科学部教授会規則

令和5年3月17日
規則第91号

(趣旨)

第1条 この規則は、高知大学教授会規則（以下「教授会規則」という。）第8条の規定に基づき、農林海洋科学部教授会（以下「教授会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(教授会の開催)

第2条 教授会は、原則として月1回開催するものとする。ただし、必要に応じて臨時に開催することができる。

2 教授会構成員の5分の1以上の者が、議題とその理由を示して教授会の開催を求めた場合は、議長は、これを開催しなければならない。

3 長期出張、休職及び病気休暇等の事由により1か月以上不在の者は、構成員の員数に含まない。

(審議事項)

第3条 教授会は、教授会規則第5条第1項第1号に規定するもののほか次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 学生の退学、転学、留学、休学、復学及び再入学並びにその他学生の身分に関する事項

(2) 学部内の教育に関する予算、教育施設、教育設備の管理に関する事項

(3) 学部の教育組織に関する基本的事項

(4) 各種委員等の選出に関する事項

(5) 教員配置の要請に関する事項

(6) その他学部の組織及び教育に関する事項

(議題の提出)

第4条 教授会構成員は、事前又は当日に複数人の賛同を得て議題を提出することができる。

(議題の通知)

第5条 議長は、教授会の議題をあらかじめ通知しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、議題を当日に追加することができる。

(運営委員会)

第6条 教授会は、地域の外部有識者から学部の教育システムやプログラムについて意見を聴き改善に繋げることを目的として、高知大学農林海洋科学部運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

（委員会等への委任）

第7条 教授会は、教授会の所轄する事項を、教授会の議に基づいて設置した諸委員会に委任することができる。ただし、事後、教授会において、その報告及び承認を受けるものとする。

2 設置する委員会に関し、必要な事項は、教授会が別に定める。

（議事の決定）

第8条 教授会の議決が必要な場合には、議長を含めた出席者の過半数の賛成を得なければならない。ただし、可否同数の場合は、議長がこれを決するものとする。

（議事録）

第9条 教授会は、議事要録（配布資料を含む。）を作成し、保管するものとする。

2 議長は、議事要録の確認を行う。

3 教授会構成員は、議事要録を閲覧することができる。

（構成員以外の者の出席）

第10条 議長が必要と認めるときには、構成員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

（事務）

第11条 教授会の事務は、総務部物部総務課において処理する。

（雑則）

第12条 この規則に定めるもののほか、教授会の運営に関し必要な事項は、教授会が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。